

様式第1号

専任を要する主任技術者の兼任届出書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

住 所  
受注者  
氏 名

下記の工事について、専任を要する主任技術者の兼任を届出します。

記

1 兼任する工事

主任技術者	氏 名 (生年月日)	( . . )
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	請負代金額	円
	契約年月日	令和 年 月 日
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	
	請負代金額	円
	契約年月日	令和 年 月 日
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(注) 他機関との兼任をする場合は、既に配置している工事の発注者に、兼任することについて許可を得ること。主任技術者の兼任承認申請書を添付すること。

## 2 兼任箇所図

距離 \_\_\_\_\_ km

- (注) 1 本届出書は、契約締結前（確認申請提出の時点）に提出すること。
- 2 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみ。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼任できる工事の件数は2件までとする。
- 3 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（契約書及び工事の内容）を提出すること。
- 4 兼任箇所図には地図を記載するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離を明記すること。地図については、別紙でも可とする。
- 5 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼任」と記載すること。
- 6 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。（他機関発注のみ）
- 7 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の持続性、品質の確保等に支障がないと認められるものに限る。

【発注者チェック欄】（宇都宮市上下水道事業管理者発注工事との兼任→①、④の確認、他機関との兼任→②～④の確認）

- ①  宇都宮市上下水道事業管理者が発注した工事である
- ②  一体性、連続性、相互に調整を要する工事と認められる
- ③  工事現場の相互の直線距離が10.0km程度（上限は直線11.0kmとする）
- ④  既に配置している工事の発注者に兼務することの許可を得ている  
（専任を要する主任技術者の兼任承認申請書の添付）